

令和4年8月31日

令和5年度の財政投融资計画要求書

(機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構)

1. 令和5年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	46	49	△3	△6.1
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	46	49	△3	△6.1

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度末 残高(見込)	令和4年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	929	989	△61	△6.1
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	929	989	△61	△6.1

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	250	221	30
(内訳) 水源林造成事業	250	221	30

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	345	319	27
(財源) 財政投融资	46	49	△3
財政融資	46	49	△3
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	299	270	30
一般会計出資金	95	96	△1
一般会計補助金	179	156	23
東日本大震災復興特別会計補助金	2	2	△0
その他	22	15	8

## 財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構)

### <官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

① 森林所有者自らが森林整備を行うことが困難な奥地水源地域で実施しており、その収益性は低いこと

② 特に、水源涵養のための森林整備の受益は、河川の上流から都市を中心とした下流まで広範囲にわたること

などから、民間での実施にはなじまず、公的主体により確実に実施していく必要があるため、森林研究・整備機構が実施しているものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

本事業の実施にあたっては、事業の透明性及び客観性を確保し、より効果的、効率的な事業の実施を図るため、事業評価の実施とともに学識経験者等第三者の意見を聞き、評価結果の公表を行っている。

### <対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

本事業は、水源の涵養、国土の保全を図るため、森林所有者自らによる森林造成が困難な奥地水源地域で水源林の造成を行うものである。厳しい林業情勢の下、森林所有者による森林整備が一層困難となる中で、

① 森林所有者自らが森林整備を行うことが困難な奥地水源地域で実施しており、その収益性は低いこと

② 特に、水源涵養のための森林整備の受益は、河川の上流から都市を中心とした下流まで広範囲にわたること

などから、民間での実施にはなじまず、公的主体により確実に実施していく必要があるため、森林研究・整備機構が実施しているものである。

＜財投計画の運用状況等の反映＞

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和3年度の水源林造成事業においては、着実に事業を実行し、財投融資枠51億円について全額実行しているところである。

また、これまでの実地監査結果等を踏まえ、外部有識者を含めた委員会において、事業の実行に関することや、財政融資資金等の償還に関するシミュレーション結果について審議を行うことにより、償還確実性を確認するとともに、コスト削減の取組を実施しており、これを踏まえた要求を行っている。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	元年度	2年度	3年度
運用残額	一億円	一億円	一億円
運用残率	－%	－%	－%

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、脱炭素社会に向けた取組、激甚化・頻発化する水害・土砂災害等への対策、国産材の安定的・持続的な供給を推進する等とされており、水源の涵養に加え、地球温暖化防止にも資する水源林造成事業を通じて、奥地水源地域における間伐等の森林整備を推進する。

### ○「経済財政運営と改革の基本方針2022」

#### 第2章 新しい資本主義に向けた改革

##### 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

##### (4) グリーントランスフォーメーション(GX)への投資

脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速し、(略)新たな成長のフロンティアを開拓する。(略)森林吸収源対策等を加速化する。

#### 第3章 内外の環境変化への対応

##### 1. 国際環境の変化への対応

##### (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食糧需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、(略)木材の国産への転換等を図る(略)。

再造林促進や林道等の生産基盤整備等を含む木材の安定的・持続的な供給体制の構築、CLT等の木材利用拡大を進める。

##### 2. 防災・減殺、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

(略)激甚化・頻発化する水害・土砂災害や高潮・高波への対策として、流域治水の取組を推進する。

### ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」

#### Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

##### 4. GX(グリーン・トランスフォーメーション)及びDX(デジタル・トランスフォーメーション)への投資

##### (1) GXへの投資

(地域・くらしの脱炭素化)

(略)森林吸収源対策(略)を進める。

○「デジタル田園都市国家構想基本方針」

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

(2) 仕事づくりと稼ぐ地域の実現

①地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

iii 農林水産業・食品産業の成長産業化

【具体的取組】

(a) 農林水産業・食品産業の成長産業化の推進

- ・カーボンニュートラルの実現に向け、(略)間伐等の着実な推進を図るとともに、(略)伐採後の確実な再造林の実施を図る。

## 財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構）

### 1. 政策的必要性

- 本事業は、水源を涵養する等の目的で、森林の造成を行う必要があるにもかかわらず、森林所有者が自助努力を行っても林業生産活動のみでは造成が進まない民有林において、国立研究開発法人森林研究・整備機構が費用負担者となって、水源林を造成し、国民生活に不可欠な水資源の涵養、国土保全、地球温暖化防止等に資する事業である。
- 本事業は、国民生活に不可欠な水資源の安定的な確保、森林の有する国土・環境保全等の公益的機能の維持増進等のナショナルミニマムの達成を図り、国民生活上不可欠な社会資本の形成に資することを目的としている。
- なお、本事業の農林水産省の政策評価体系における位置付けは、以下のとおりである。

#### 《大目標》

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

#### 《中目標》

森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

#### 《政策分野》

森林の有する多面的機能の発揮

### 2. 民業補完性

本事業は、水源の涵養、国土の保全を図るため、森林所有者自らによる森林造成が困難な奥地水源地域で水源林の造成を行うものである。厳しい林業情勢の下、森林所有者による森林整備が一層困難となる中で、

- ① 森林所有者自らが森林整備を行うことが困難な奥地水源地域で実施しており、その収益性は低いこと
  - ② 特に、水源涵養のための森林整備の受益は、河川の上流から都市を中心とした下流まで広範囲にわたること
- などから、民間での実施にはなじまず、公的主体により確実に実施していく必要があるため、森林研究・整備機構が実施しているものである。

### 3. 有効性

水源林造成事業は、昭和36年から開始し、これまでに全国で約49万ha(東京都と神奈川県を合わせた面積に相当)の水源林を造成している。これらによる水源涵養<sup>かん</sup>効果は、年間約30億m<sup>3</sup>(東京都で使う約2年分の水量に相当)と推計されている。

事業実施による効果は、植栽面積40.4万ha(昭和36年度から平成13年度までに植栽した面積の合計(平成14年度以降の植栽林分は全額補助金により実施))について「林野公共事業における事業評価マニュアル」に基づく便益の計測を行った結果、便益の合計は約1兆4,268億円となっている。

便益について個別に分類すると以下のとおりである。

- |   |                        |         |         |
|---|------------------------|---------|---------|
| ① | 水源涵養便益(洪水防止、流域貯水、水質浄化) | 12兆     | 656億円   |
| ② | 山地保全便益(土砂流出防止、土砂崩壊防止)  | 4兆      | 651億円   |
| ③ | 環境保全便益(炭素固定)           | 1兆1,500 | 億円      |
| ④ | 木材生産便益(木材生産確保・増進)      |         | 1,461億円 |

### 4. その他

昭和36年度から造成してきた約49万haの水源林は順調に生育していることから、主伐開始以降の伐採収入等により、財政融資資金借入金の償還に問題はない。

### 3 年度決算に対する評価

(機関名：国立研究開発法人森林研究・整備機構)

#### 1. 決算についての総合的な評価

- 造林木の販売にあたっては、一般競争入札による販売を行うなど積極的な販売に努めた。
- 当期総利益（897百万円）については、積立金として整理することとした。

#### 2. 決算の状況

##### (1) 資産・負債・資本の状況

- 資産 1,132,482百万円
- 負債 102,724百万円
- 純資産 1,029,757百万円

##### (2) 費用・収益の状況

- 費用 2,311百万円
- 収益 3,207百万円